

自動車燃料消費量統計 年 報

平成 25 年 度 分



凡 例

1. この年報は、自動車燃料消費量調査(一般統計調査) 平成 25 年度分の調査結果である。
2. 営業用バスの走行キロは、平成 24 年度分以前は、当該車種について悉皆調査を行っている「自動車輸送統計調査(基幹統計調査)」の数値を用いているが、平成 25 年 4 月分から、本調査の結果を用いて公表している。
3. 平成 21 年度以前の燃料消費量及び走行キロは、『自動車輸送統計年報』を参照されたい。
自動車燃料消費量統計年報の統計数値と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較については、平成 23 年度自動車燃料消費量統計年報巻末の「『自動車燃料消費量統計年報』と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較について」を参照されたい。
4. 数値は、原則として単位未満で四捨五入してあるので、総数と内計は必ずしも一致していない。
5. この月報で用いている符号は次のとおりである。
「0」 —— 単位未満
「—」 —— データなし、推計省略
「※」 —— 暫定数値
「r」 —— 改訂数値
6. この年報についての照会は、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室(電話 03-5253-8346) に連絡されたい。

概 要

1. 調査の目的

この調査は、自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査の沿革

自動車の燃料消費量等の調査・集計は、昭和 35 年から自動車輸送統計調査で実施されてきたが、同統計の調査方法及び集計方法の見直しに伴い、平成 22 年度から本調査により調査・集計を行い、その結果を公表している。

3. 調査対象

登録自動車（道路運送車両法第 4 条）及び軽自動車（道路運送車両法第 60 条）を調査対象とし、その中から国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施している（別表 1 参照）。

なお、以下の自動車については、調査から除外している。

- ・大型特殊車（ブルドーザー等）
- ・小型特殊車（フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等）
- ・二輪車等

4. 調査方法

調査は、国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者に対して郵送により調査票を配布及び回収し行っている。

また、調査は自計報告で行っている。

5. 調査時期

調査は毎月行っており、約 9,600 の自動車の使用者に対して調査票を配布している。

また、調査期間は、別表 1 のとおり、国土交通大臣が指定する 7 日間又は 21 日間としている。

6. 集計方法

自動車検査登録情報のデータを補助変量として活用する比推定方式により集計を行っている。

$$X = \sum_{i=1}^n (x_i \frac{D}{d}) \frac{Y}{\sum_{i=1}^n y_i}$$

X : 推計値

D : 調査月の日数

d : 調査期間の日数

Y : 母集団の補助変量の総和

x_i : 第 i 標本の統計値

y_i : 第 i 標本の補助変量

n : 標本数

別表1

調査対象車両は、自動車のナンバープレートの業態及び分類番号情報を基に、下表のとおり、区分している。

調 査 対 象 車 両				調 査 期 間	
業 態（注 1）	分 類 番 号（注 2）	輸送形態（注 1）	車 種		
営 業 用	1・10～19及び100～199	貨 物 自 動 車	普 通 車	7 日	
	4・6・40～49・400～499・60～69 及び600～699		小 型 車		
	8・80～89及び800～899		特 種 車		
	40～49・400～499及び600～699		軽自動車		
	2・20～29及び200～299	旅 客 自 動 車	バ ス		
	3・30～39・300～399・5・7・50～ 59・500～599・70～79及び700～799		乗 用 車		
自 家 用	1・10～19及び100～199	貨 物 自 動 車	普通車	積載量 2 トン以上	21 日
	4・6・40～49・400～499・60～69 及び600～699			積載量 2 トン未満	
			8・80～89及び800～899	特種車 （注 3）	貨 物 輸 送 車
	非貨物輸送車				21 日
	40～49・400～499及び600～699	軽自動車			
	2・20～29及び200～299	旅 客 自 動 車	バ ス		7 日
	3・30～39・300～399・5・7・50～ 59・500～599・70～79及び700～799		乗 用 車 （注 4）		21 日
	50～59・500～599・700～799・80～ 89及び800～899		軽自動車		

- （注） 1．業態及び輸送形態は、用語の解説にある自動車の種別を参照されたい。
- 2．自動車のナンバープレートの分類番号は、登録自動車は自動車登録規則第13条、軽自動車は道路運送車両法施行規則第36条の17により、下表のとおり、それぞれ分類されている。
- 3．自家用貨物自動車の特種車は、貨物輸送車と非貨物輸送車に区分している。
- 貨物輸送車は、タンクローリー（液体やガスなどを運搬）、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車等、貨物の輸送に供する自動車である。
- 非貨物輸送車は、清掃車、電源車、照明車、患者輸送車、道路作業車等、貨物の輸送に供さない自動車である。
- 4．自家用旅客自動車の乗用車は、普通車、小型車、ハイブリッド車に区分している。

（注2関係）

登録自動車

自 動 車 種 別 及 び 用 途		分 類 番 号
普通自動車	貨物自動車	1・10～19及び100～199
	乗合自動車	2・20～29及び200～299
	乗用自動車	3・30～39及び300～399
小型自動車	貨物自動車	4・6・40～49・400～499・ 60～69及び600～699
	乗用自動車及び乗合自動車	5・7・50～59・500～599・ 70～79及び700～799
特種自動車		8・80～89及び800～899
大型特殊自動車（次に該当するものを除く）		9・90～99及び900～999
大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの		0・00～09及び000～099

軽自動車

自 動 車 種 別	分 類 番 号
貨物自動車	40～49・400～499及び 600～699
乗用自動車	50～59・500～599及び 700～799
特種自動車	80～89及び800～899

用 語 の 解 説

自動車の種別

1. 自動車は輸送するものにより貨物自動車と旅客自動車に分けられる。
 - (1) 貨物自動車とは、貨物の運送の用に供する自動車で、トラック、ライトバン等をいう。
 - (2) 旅客自動車とは、人の運送の用に供する自動車で、乗用車及びバスをいう。
2. 自動車は業態によって営業用と自家用に分けられる。
 - (1) 営業用とは、他人の求めに応じて貨物又は旅客を輸送する自動車で、トラック事業者、バス事業者、ハイヤー・タクシー事業者、軽車両等運送事業者などが保有する自動車をいう。
 - (2) 自家用とは、営業用以外のもの [例えば自家の取り扱う貨物又は当該自動車の所有者（又は使用者）とその家族若しくは従業員等を輸送する自動車] をいう。

燃料消費量

自動車の燃料消費量をリットル及び立方メートルで表したもので、使用の用途を問わない。

走行キロ

自動車が行った距離をキロメートルで表したもので、物や人を輸送したかどうかを問わない。

実在延日車

自動車が調査期間中に延日数にして何両あったかを表したものの。

走行 1 km 当たり燃料消費量

燃料消費量 ÷ 走行キロ

1 日 1 車 当たり 走行キロ

走行キロ ÷ 実在延日車

実働率

実働延日車 ÷ 実在延日車 × 100

地方運輸局の区分

自動車の燃料消費量等の実績は、当該登録自動車及び軽自動車の属する都道府県を管轄する地方運輸局別に区分した。

北海道	北海道	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
北陸信越	新潟県、富山県、石川県、長野県	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
中部	福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県		

参 考

道路運送車両法施行規則第2条に定める種別は、普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び軽自動車をいい、下表のとおり分類される。

種 別			自 動 車						
			普通自動車	小 型 自 動 車			軽 自 動 車		大型特殊自動車 小型特殊自動車
代表的な自動車			バス 大型トラック 大型乗用車 普通特種車	小型トラック 小型乗用車 小型特種車	3輪トラック	大型オートバイ	軽トラック 軽乗用車	オートバイ スクーター	ロードローラー クレーン車 ブルドーザー フォークリフト 農耕用ハンドトラクター
構	車輪数		4以上	4以上	3	2	3以上	2	制限なし
	大 き さ (m)	長さ 幅 高さ	4輪以上の小型自動車 より大きいもの	4.7以下 1.7以下 2.0以下	3輪の軽自動車より 大きいもの	2輪の軽自動車より 大きいもの	3.4以下 1.48以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下	小型特殊自動車より 大きいもの 農耕作業用自動車 は制限なし
造	エンジンの 総排気量 (CC)		同 上	660を超え 2,000以下	660を超える	250を超える	660以下	125を超え 250以下	制限なし

注1) バスの区分は次のとおり。

普通車は、普通自動車で乗車定員 30 人以上のもの。

小型車は、普通自動車で乗車定員 11 人以上 29 人以下のもの及び小型自動車で乗車定員 11 人以上のもの。

注2) 小型特殊自動車については最高速度の制限であり、その区分は次のとおり。

農耕作業自動車は 35km/h 未満。

その他の特殊自動車は 15km/h。

注3) 四輪以上の小型自動車で、ジーゼル機関を用いるものについては、エンジンの総排気量の基準は適用されない。

目 次

平成25年度自動車燃料消費量及び走行キロの概要	-----	1
-------------------------	-------	---

(統計表)

総括表(1) 燃料消費量の推移	-----	4
総括表(2) 走行キロの推移	-----	12
第1表 燃料別・車種別 総括表	-----	20
第2表 燃料別・地方運輸局別・11車種別 燃料消費量	-----	21
第3表 燃料別・地方運輸局別・11車種別 走行キロ	-----	22
第4表 燃料別・地方運輸局別・26車種別 燃料消費量	-----	23
第5表 燃料別・地方運輸局別・26車種別 走行キロ	-----	25
第6表 燃料別・都道府県別・10車種別 燃料消費量	-----	27
第7表 燃料別・都道府県別・10車種別 走行キロ	-----	33
第8表 燃料別・都道府県別・25車種別 燃料消費量	-----	39
第9表 燃料別・都道府県別・25車種別 走行キロ	-----	49

平成25年度自動車燃料消費量及び走行キロの概要

平成25年度における自動車による全国の燃料消費量及び走行キロは〔表－１〕のとおりである。

ガソリンの消費量は、営業用自動車では770千kl、自家用自動車では52,919千klであった。また、走行キロは、営業用自動車が7,495百万km、自家用自動車が588,594百万kmであった。

軽油の消費量は、営業用自動車では17,004千kl、自家用自動車では8,677千klであった。また、走行キロは、営業用自動車が63,335百万km、自家用自動車が53,509百万kmであった。

LPG及びCNGの消費量は、それぞれ1,923千kl、87,606千m³であった。また、走行キロは、LPG車が10,258百万km、CNG車が370百万kmであった。

表－１ 燃料別・業態別自動車燃料消費量及び走行キロ

燃 料	業態・車種		燃料消費量 (千kl、千m ³)			走行キロ (百万km)		
			25年度	24年度	前年度比(%)	25年度	24年度	前年度比(%)
ガソリン	営 業 用	貨物自動車	605	621	97.4	6 237	6 439	96.9
		旅客自動車	165	158	104.0	1 259	1 135	110.9
		営業用計	770	780	98.7	7 495	7 574	99.0
	自 家 用	貨物自動車	8 554	8 340	102.6	95 891	93 542	102.5
		旅客自動車	44 365	45 319	97.9	492 703	493 221	99.9
		自家用計	52 919	53 659	98.6	588 594	586 763	100.3
	ガソリン計		53 689	54 439	98.6	596 089	594 338	100.3
軽 油	営 業 用	貨物自動車	15 557	15 866	98.1	58 637	59 331	98.8
		旅客自動車	1 447	1 456	99.4	4 698	4 723	99.5
		営業用計	17 004	17 321	98.2	63 335	64 055	98.9
	自 家 用	貨物自動車	6 852	6 759	101.4	41 209	40 665	101.3
		旅客自動車	1 825	1 823	100.1	12 300	12 617	97.5
		自家用計	8 677	8 583	101.1	53 509	53 282	100.4
	軽油計		25 681	25 904	99.1	116 844	117 337	99.6
L P G	営業用乗用車		1 799	1 860	96.7	9 725	10 074	96.5
	その他LPG車		124	135	91.9	533	592	90.1
	LPG計		1 923	1 995	96.4	10 258	10 666	96.2
C N G	CNG計		87 606	96 533	90.8	370	399	92.6

※CNG車の燃料消費量単位は千m³、CNG車以外の燃料消費量単位は千klである。

平成25年度における自動車による地方運輸局別の燃料消費量及び走行キロは〔表－２〕のとおりである。

運輸局別にガソリンの消費量を見ると、関東が14,865千kℓ（構成比27.7%）と最も多く、次いで、中部が7,835千kℓ（同14.6%）、近畿及び九州が7,105千kℓ（同13.2%）の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が154,792百万km（同26.0%）と最も多く、次いで、中部が86,932百万km（同14.6%）、九州が84,929百万km（同14.2%）の順となっている。

次に、運輸局別に軽油の消費量を見ると、関東が6,894千kℓ（構成比26.8%）と最も多く、次いで、近畿が3,535千kℓ（同13.8%）、中部が3,459千kℓ（同13.5%）の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が31,413百万km（同26.9%）と最も多く、次いで、中部が15,870百万km（同13.6%）、近畿が15,657百万km（同13.4%）の順となっている。

表－２ 地方運輸局別・燃料別自動車燃料消費量及び走行キロ

運輸局	ガ ソ リ ン			
	燃料消費量(千kℓ)	構 成 比	走行キロ(百万km)	構 成 比
全 国 計	53 689 (54 439)	100.0 (100.0)	596 089 (594 338)	100.0 (100.0)
北 海 道	2 574 (2 498)	4.8 (4.6)	26 048 (26 353)	4.4 (4.4)
東 北	4 844 (4 885)	9.0 (9.0)	56 585 (55 898)	9.5 (9.4)
関 東	14 865 (15 244)	27.7 (28.0)	154 792 (155 684)	26.0 (26.2)
北陸信越	3 686 (3 703)	6.9 (6.8)	42 112 (42 261)	7.1 (7.1)
中 部	7 835 (8 046)	14.6 (14.8)	86 932 (87 289)	14.6 (14.7)
近 畿	7 105 (7 571)	13.2 (13.9)	77 360 (79 062)	13.0 (13.3)
中 国	3 727 (3 725)	6.9 (6.8)	44 233 (43 838)	7.4 (7.4)
四 国	1 947 (1 842)	3.6 (3.4)	23 099 (22 384)	3.9 (3.8)
九 州	7 105 (6 925)	13.2 (12.7)	84 929 (81 568)	14.2 (13.7)

運輸局	軽 油			
	燃料消費量(千kℓ)	構 成 比	走行キロ(百万km)	構 成 比
全 国 計	25 681 (25 904)	100.0 (100.0)	116 844 (117 337)	100.0 (100.0)
北 海 道	1 671 (1 638)	6.5 (6.3)	7 527 (7 732)	6.4 (6.6)
東 北	2 704 (2 633)	10.5 (10.2)	12 280 (12 233)	10.5 (10.4)
関 東	6 894 (7 240)	26.8 (27.9)	31 413 (32 226)	26.9 (27.5)
北陸信越	1 635 (1 648)	6.4 (6.4)	7 559 (7 710)	6.5 (6.6)
中 部	3 459 (3 480)	13.5 (13.4)	15 870 (15 901)	13.6 (13.6)
近 畿	3 535 (3 539)	13.8 (13.7)	15 657 (15 140)	13.4 (12.9)
中 国	1 760 (1 772)	6.9 (6.8)	7 936 (8 147)	6.8 (6.9)
四 国	886 (855)	3.4 (3.3)	3 992 (3 887)	3.4 (3.3)
九 州	3 137 (3 099)	12.2 (12.0)	14 609 (14 361)	12.5 (12.2)

運輸局	L P G			
	燃料消費量(千kℓ)	構 成 比	走行キロ(百万km)	構 成 比
全 国 計	1 923 (1 995)	100.0 (100.0)	10 258 (10 666)	100.0 (100.0)
北 海 道	112 (128)	5.8 (6.4)	655 (720)	6.4 (6.8)
東 北	108 (110)	5.6 (5.5)	566 (590)	5.5 (5.5)
関 東	708 (741)	36.8 (37.2)	3 678 (3 860)	35.9 (36.2)
北陸信越	58 (60)	3.0 (3.0)	311 (325)	3.0 (3.0)
中 部	154 (152)	8.0 (7.6)	831 (830)	8.1 (7.8)
近 畿	340 (355)	17.7 (17.8)	1 816 (1 852)	17.7 (17.4)
中 国	100 (107)	5.2 (5.4)	560 (594)	5.5 (5.6)
四 国	47 (47)	2.5 (2.3)	255 (256)	2.5 (2.4)
九 州	296 (293)	15.4 (14.7)	1 585 (1 638)	15.4 (15.4)

運輸局	C N G			
	燃料消費量(千ℓ)	構 成 比	走行キロ(百万km)	構 成 比
全 国 計	87 606 (96 533)	100.0 (100.0)	370 (399)	100.0 (100.0)
北 海 道	4 863 (3 773)	5.6 (3.9)	20 (16)	5.4 (4.0)
東 北	936 (1 245)	1.1 (1.3)	4 (4)	1.2 (1.1)
関 東	40 690 (45 583)	46.4 (47.2)	165 (182)	44.7 (45.6)
北陸信越	1 483 (1 846)	1.7 (1.9)	8 (9)	2.1 (2.2)
中 部	9 211 (10 154)	10.5 (10.5)	40 (43)	10.7 (10.9)
近 畿	24 245 (27 448)	27.7 (28.4)	104 (115)	28.0 (28.9)
中 国	3 092 (3 446)	3.5 (3.6)	14 (14)	3.8 (3.6)
四 国	827 (855)	0.9 (0.9)	4 (4)	1.1 (1.0)
九 州	2 258 (2 182)	2.6 (2.3)	11 (11)	3.0 (2.8)

※() 内は平成24年度の数値である。

平成25年度における自動車による都道府県別の燃料消費量及び走行キロは〔表－3〕のとおりである。

なお、都道府県別・車種別の数値については、第8表及び第9表を参照されたい。

表－3 都道府県別・燃料別自動車燃料消費量及び走行キロ

都道府県	ガソリン		軽油		LPG	
	燃料消費量	走行キロ	燃料消費量	走行キロ	燃料消費量	走行キロ
全国計	53 689	596 089	25 681	116 844	1 923	10 258
北海道	2 574	26 048	1 671	7 527	112	655
青森	648	7 564	447	1 893	23	112
岩手	711	8 415	417	2 004	13	77
宮城	1 172	13 474	697	3 036	36	192
秋田	583	6 880	263	1 256	9	43
山形	587	7 242	280	1 332	7	40
福島	1 143	13 010	599	2 758	20	102
茨城	1 770	20 558	880	4 190	18	96
栃木	1 179	13 365	586	2 605	12	64
群馬	1 067	12 762	542	2 466	8	48
埼玉	2 655	26 670	1 305	5 912	62	301
千葉	2 395	25 823	1 087	5 199	65	303
東京	2 727	26 091	1 202	5 481	409	2 201
神奈川	2 593	24 176	1 108	4 715	125	632
山梨	479	5 348	182	845	9	32
新潟	1 218	14 440	592	2 714	21	121
富山	680	6 900	289	1 232	7	35
石川	647	7 283	281	1 348	14	71
長野	1 141	13 489	472	2 265	16	85
福井	447	5 163	203	847	7	34
岐阜	1 145	12 943	475	2 441	14	74
静岡	1 796	20 066	869	3 975	37	198
愛知	3 406	36 851	1 468	6 557	86	469
三重	1 041	11 909	444	2 050	10	55
滋賀	628	7 576	285	1 302	9	51
京都	891	9 512	425	1 948	69	397
大阪	2 557	25 880	1 447	6 437	174	911
奈良	549	6 012	246	1 043	9	47
和歌山	463	5 648	217	941	8	51
兵庫	2 018	22 733	915	3 987	72	360
鳥取	309	3 827	130	602	5	29
島根	350	4 725	141	638	6	42
岡山	1 054	12 155	508	2 340	19	110
広島	1 274	14 583	692	2 960	51	282
山口	741	8 943	290	1 396	18	97
徳島	418	4 840	176	799	7	41
香川	506	5 972	264	1 155	12	61
愛媛	637	7 696	305	1 372	19	95
高知	386	4 591	140	666	10	59
福岡	2 304	25 863	1 127	5 373	113	577
佐賀	425	5 555	239	1 115	9	46
長崎	630	7 754	244	1 102	29	150
熊本	936	11 155	401	1 890	28	146
大分	659	7 610	243	1 148	19	93
宮崎	587	7 625	292	1 287	16	90
鹿児島	857	10 835	403	1 757	27	144
沖縄	708	8 532	187	937	56	338

※燃料消費量の単位は千ℓ、走行キロの単位は百万kmである。